

## 1 基本計画策定対象となる手続数及び年間手続件数の総計

- ① 基本計画策定対象となる手続数：273 手続
- ② 年間手続件数総計：2,472,803 件

## 2 1のうち、コスト計測手続に係る手続数、年間手続件数の総計及び総行政手続コスト

- ① コスト計測手続に係る手続数：144 手続
- ② ①にかかる手続の年間件数の総計：2,137,073 件
- ③ 総行政手続コスト：11,769,660 時間 ※コスト計測作業中の手続を除く。

## 3 行政手続コスト 20%削減への「道筋」

取組期間（2019 年度）中に、行政手続コストが 20%削減されるよう、下記の代表的な取組をはじめとする各種取組を総合的に実施する。

### （1）提出書類・情報のスリム化（添付書類含む）

#### ◆ 添付文書の見直し等

介護事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを 2018 年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組み、事業所の申請書類作成時間の短縮を図る。

### （2）申請様式の記載方法、記載内容の使いやすさ／分かりやすさの改善

#### ◆ 申請様式の見直し

公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出に関する手続（港湾労働法）につき、定型的な記述が多いと想定される項目について記号選択式を導入する。

### （3）書式・様式、運用ルールの一統等

#### ◆ 申請様式の標準的様式の作成・周知

保育所の設置認可等に関する手続（児童福祉法）について、複数の自治体の様式を参考のうえ、標準的様式を策定し、各自治体に通知する予定。

#### (4) 書類提出コストの削減（提出方法のデジタル化等）

##### ◆デジタルファースト

年間手続件数の最も多い飲食店等の営業許可申請手続（食品衛生法）については、全国統一でのオンライン申請システムを構築する。（平成 33 年度運用開始見込み）

##### ◆郵送の推進

薬局・医薬品販売業の許可等に関する手続（医薬品医療機器等法）について、地方公共団体に対して引き続き郵送化推進の協力依頼・取組状況のフォローアップを行っていくことにより、郵送率を向上させる（届出等 50%、許認可等の受取 30%）。

(別紙) 基本計画のコスト計測対象手続一覧表

省庁名	厚生労働省
-----	-------

【記載要領】  
 ○記載の時点は、平成30年3月時点とする。  
 ○「基本計画の対象手続一覧表(平成29年6月作成)」より、「コスト計測」が○の手続のみ本表の対象とする。  
 ○手続の件数は、申請等の件数を記載する。なお、記載できない項目がある場合には、その具体的な理由を欄外に記載する。  
 ○「備考」は、補足事項等がある場合に記載する。例えば、削減方針が5年間の取組であり、取組最終年度が31年度ではない場合、「削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。」と記載。  
 ○1件当たりの作業時間等を記載後、「取組初年度【平成29年度】コスト(実績)」が大きい順に並べる。

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数 (※1)	非オンライン 手続件数 (※1)	手続件数計 (※1)	基本 計画	コスト 計測	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト (実績) (※2)	1件当たりの目標 削減時間	削減目標		取組最終年度 コスト (目標)	備考
														削減率	削減率		
104	医薬・生活衛生局	総務課	薬局開設の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第4条	0	3,800	3,800	○	○	14.5時間	55,100時間	.6時間	2,280時間	4.14%	52,820時間	
105	医薬・生活衛生局	総務課	薬局開設の許可の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第4条第4項	0	9,136	9,136	○	○	5.0時間	45,680時間	.6時間	5,482時間	12.00%	40,198時間	
106	医薬・生活衛生局	総務課	薬局の休業止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第10条	0	133,675	133,675	○	○	3.0時間	401,025時間	1.0時間	133,675時間	33.33%	267,350時間	
107	医薬・生活衛生局	総務課	薬局の許可証の書換え交付申請	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 施行令	第1条の5	0	721	721	○	○	4.5時間	3,245時間	.6時間	433時間	13.33%	2,812時間	
109	医薬・生活衛生局	総務課	店舗販売業の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第26条	0	2,654	2,654	○	○	14.5時間	38,483時間	.6時間	1,592時間	4.14%	36,891時間	
110	医薬・生活衛生局	総務課	店舗販売業の許可の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条第2項	0	3,410	3,410	○	○	5.0時間	17,050時間	.6時間	2,046時間	12.00%	15,004時間	
111	医薬・生活衛生局	総務課	店舗販売業の休業止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第38条	0	54,308	54,308	○	○	3.0時間	162,924時間	1.0時間	54,308時間	33.33%	108,616時間	
112	医薬・生活衛生局	総務課	店舗販売業の許可証の書換え交付申請	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 施行令	第45条	0	425	425	○	○	4.5時間	1,913時間	.6時間	255時間	13.33%	1,658時間	
114	医薬・生活衛生局	総務課	配置販売業の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第30条	0	224	224	○	○	14.0時間	3,136時間	.6時間	134時間	4.29%	3,002時間	
115	医薬・生活衛生局	総務課	配置販売業の許可の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条第2項	0	1,040	1,040	○	○	4.5時間	4,680時間	.6時間	624時間	13.33%	4,056時間	
116	医薬・生活衛生局	総務課	配置販売業の休業止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第38条	0	769	769	○	○	3.0時間	2,307時間	1.0時間	769時間	33.33%	1,538時間	
119	医薬・生活衛生局	総務課	卸売販売業の許可	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第34条	0	861	861	○	○	14.5時間	12,485時間	.6時間	517時間	4.14%	11,968時間	
120	医薬・生活衛生局	総務課	卸売販売業の許可の更新	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条第2項	0	2,323	2,323	○	○	5.0時間	11,615時間	.6時間	1,394時間	12.00%	10,221時間	
121	医薬・生活衛生局	総務課	卸売販売業の休業止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第38条	0	7,430	7,430	○	○	3.0時間	22,290時間	1.0時間	7,430時間	33.33%	14,860時間	
122	医薬・生活衛生局	総務課	卸売販売業の許可証の書換え交付申請	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 施行令	第45条	0	340	340	○	○	4.5時間	1,530時間	.6時間	204時間	13.33%	1,326時間	
190	医薬・生活衛生局	医療機器審査管理課	高度管理医療機器等の販売及び貸与業の変更届	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条第1項において準用する第10条第1項	0	35,914	35,914	○	○	3.5時間	125,699時間	1.0時間	35,914時間	28.57%	89,785時間	
195	医薬・生活衛生局	医療機器審査管理課	管理医療機器の販売業及び貸与業の変更届	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条第1項において準用する第10条第1項	0	10,835	10,835	○	○	3.5時間	37,923時間	1.0時間	10,835時間	28.57%	27,088時間	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数 (※1)	非オンライン 手続件数 (※1)	手続件数計 (※1)	基本 計画	コスト 計画	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト (実績) (※2)	1件当たりの目標 削減時間	削減目標		取組最終年度 コスト (目標)	備考
196	医薬・生活衛生局	医療機器審査管理課	管理医療機器の販売業及び貸与業の休業止等の届出	医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第40条第1項において準用する第10条第1項	0	10,104	10,104	○	○	2.5時間	25,260時間	1.4時間	14,146時間	56.00%	11,114時間	
210	医薬・生活衛生局	食品監視安全課	飲食店営業等の営業許可の申請	食品衛生法	第52条第1項	0	303,154	303,154	○	○	8.2時間	2,485,863時間	1.7時間	515,362時間	20.73%	1,970,501時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
211	医薬・生活衛生局	食品監視安全課	飲食店営業等の営業許可の更新の申請	食品衛生法	第52条第1項	0	274,911	274,911	○	○	5.4時間	1,489,101時間	1.1時間	302,402時間	20.31%	1,186,699時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
212	医薬・生活衛生局	食品監視安全課	飲食店営業等の許可申請事項の変更の届出	食品衛生法施行規則	第71条	0	213,252	213,252	○	○	2.8時間	600,660時間	.6時間	117,289時間	19.53%	483,371時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
318	職業安定局	需給調整事業課	有料職業紹介事業の許可	職業安定法	第30条第1項	0	1,325	1,325	○	○	16.0時間	21,222時間	2.9時間	3,869時間	18.23%	17,353時間	
321	職業安定局	需給調整事業課	有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新	職業安定法	第32条の6第2項	0	2,978	2,978	○	○	7.7時間	23,030時間	1.3時間	3,752時間	16.29%	19,278時間	
327	職業安定局	需給調整事業課	事業報告書の提出	職業安定法	第32条の16第1項	12	16,130	16,142	○	○	3.5時間	56,993時間	.8時間	12,429時間	21.81%	44,564時間	
328	職業安定局	需給調整事業課	無料職業紹介事業の許可	職業安定法	第33条第1項	0	96	96	○	○	16.0時間	1,538時間	2.9時間	280時間	18.23%	1,258時間	
335	職業安定局	需給調整事業課	事業報告書の提出	職業安定法	第33条第4項(第32条の16第1項準用)	0	1,701	1,701	○	○	3.5時間	6,010時間	.8時間	1,310時間	21.79%	4,700時間	
341	職業安定局	需給調整事業課	事業報告書の提出	職業安定法	第33の3条第1項(第32条の16第1項準用)	0	1,982	1,982	○	○	3.5時間	7,003時間	.8時間	1,526時間	21.79%	5,477時間	
348	職業安定局	需給調整事業課	委託募集の許可を受けた者の労働者募集報告書の提出	職業安定法施行規則	第28条第3項	0	143	143	○	○	1.5時間	215時間	.3時間	44時間	20.62%	171時間	
349	職業安定局	需給調整事業課	無料の委託募集の届出	職業安定法	第36条第3項	0	125	125	○	○	3.5時間	438時間	1.4時間	176時間	40.24%	262時間	
357	職業安定局	需給調整事業課	労働者派遣事業の変更の届出	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	第11条第1項	19	12,266	12,285	○	○	3.2時間	38,842時間	.3時間	3,931時間	10.12%	34,911時間	
358	職業安定局	需給調整事業課	労働者派遣事業の許可証の書換え	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	第11条第4項	5	2,034	2,039	○	○	9.3時間	18,984時間	.9時間	1,917時間	10.10%	17,067時間	
363	職業安定局	需給調整事業課	労働者派遣事業報告書の提出	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)	第23条第1項(平成27年改正法附則第6条第2項による経過措置含む。)	—	事業報告(6月1日報告)68,867 事業報告(年度報告)77,956	事業報告(6月1日報告)68,867 事業報告(年度報告)77,956	○	○	7.7時間	1,132,984時間	1.6時間	227,576時間	20.09%	905,408時間	
388	職業安定局	雇用開発部建設・港湾対策室	港湾労働者の雇用の届出	港湾労働法	第9条第1項	4	3,029	3,033	○	○	.8時間	2,275時間	.2時間	455時間	20.00%	1,820時間	
389	職業安定局	雇用開発部建設・港湾対策室	公共職業安定所の紹介を受けない日雇労働者の雇用の届出	港湾労働法	第10条第2項	0	45,516	45,516	○	○	.3時間	15,020時間	.1時間	3,641時間	24.24%	11,379時間	
390	職業安定局	雇用開発部建設・港湾対策室	港湾労働者の雇入れ状況等の報告	港湾労働法	第11条	24	10,877	10,901	○	○	2.0時間	21,802時間	.7時間	7,958時間	36.50%	13,844時間	
416	職業能力開発局 (現・人材開発統括官)	企業内人材育成支援室 (現・訓練企画室)	特定求職者に対する職業訓練の認定	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	第4条第1項	0	5,183	5,183	○	○	286.1時間	1,482,856時間	60.0時間	310,980時間	20.97%	1,171,876時間	
422	子ども家庭局	子育て支援課	放課後児童健全育成事業の届出	児童福祉法	第34条の8第2項	6	1,138	1,144	○	○	73.3時間	83,855時間	14.7時間	16,771時間	20.00%	67,084時間	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数 (※1)	非オンライン 手続件数 (※1)	手続件数計 (※1)	基本 計画	コスト 計測	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト (実績) (※2)	1件当たりの目標 削減時間	削減目標		取組最終年度 コスト (目標)	備考
423	子ども家庭局	子育て支援課	放課後児童健全育成事業の届け出た事項の変更	児童福祉法	第34条の8第3項	6	2,483	2,489	○	○	77.0時間	191,653時間	15.4時間	38,331時間	20.00%	153,322時間	
424	子ども家庭局	子育て支援課	放課後児童健全育成事業の事業の廃止又は休止	児童福祉法	第34条の8第4項	2	133	135	○	○	120.0時間	16,200時間	24.0時間	3,240時間	20.00%	12,960時間	
429	雇用環境・均等局	在宅労働課	新たに委託者となった者が提出する委託状況届	家内労働法施行規則	第23条第1項	0	174	174	○	○	2.7時間	470時間	.5時間	94時間	20.00%	376時間	
430	雇用環境・均等局	在宅労働課	定期に提出する委託状況届	家内労働法施行規則	第23条第2項	2	6,219	6,221	○	○	2.7時間	16,792時間	.5時間	3,358時間	20.00%	13,434時間	
452	子ども家庭局	保育課	保育所の認可申請	児童福祉法	第35条第4項	0	863	863	○	○	43.3時間	37,394時間	9.5時間	8,199時間	21.92%	29,195時間	
475	社会・援護局	保護課	医療機関の指定の申請	生活保護法	第49条の2第1項	0	9,015	9,015	○	○	.3時間	2,554時間	.1時間	894時間	35.00%	1,660時間	
476	社会・援護局	保護課	指定医療機関の更新の申請	生活保護法	第49条の3第1項	0	10,992	10,992	○	○	.3時間	3,298時間	.1時間	1,088時間	33.00%	2,209時間	
500	社会・援護局	福祉基盤課	登録喀痰吸引等事業者に係る登録	社会福祉士及び介護福祉士法	第48の3条第1項	0	124	124	○	○	4.9時間	610時間	.8時間	93時間	15.25%	517時間	
501	社会・援護局	福祉基盤課	喀痰吸引等事業者の名称等の変更の届出	社会福祉士及び介護福祉士法	第48の6条第1項	0	282	282	○	○	.7時間	188時間	.0時間	時間	0.00%	188時間	
503	社会・援護局	福祉基盤課	登録特定行為事業者に係る登録	社会福祉士及び介護福祉士法	附則第20条第1項	0	2,161	2,161	○	○	4.8時間	10,444時間	.7時間	1,441時間	13.80%	9,003時間	
504	社会・援護局	福祉基盤課	登録特定行為事業者の名称等の変更の届出	社会福祉士及び介護福祉士法	附則第20条第2項 (第48条の6準用)	0	6,242	6,242	○	○	.8時間	5,200時間	.1時間	518時間	9.96%	4,682時間	
505	社会・援護局	福祉基盤課	登録特定行為事業者の喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出	社会福祉士及び介護福祉士法	附則第20条第2項 (第48条の6準用)	0	211	211	○	○	.3時間	70時間	.0時間	時間	0.00%	70時間	
506	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害福祉サービス事業者の指定申請・届出	障害者総合支援法	第36条第1項 第79条第2項	0	18,400	18,400	○	○	40.0時間	736,000時間	10.0時間	184,000時間	25.00%	552,000時間	
508	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	一般相談支援事業者の指定申請・届出	障害者総合支援法	第51条の19第1項 第79条第2項	0	1,064	1,064	○	○	40.0時間	42,560時間	10.0時間	10,640時間	25.00%	31,920時間	
509	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	特定相談支援事業者の指定申請・届出	障害者総合支援法	第51条の20第1項 第79条第2項	0	2,470	2,470	○	○	40.0時間	98,800時間	10.0時間	24,700時間	25.00%	74,100時間	
510	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害福祉サービス事業者の指定の更新申請	障害者総合支援法	第41条第1項	0	5,062	5,062	○	○	12.0時間	60,744時間	3.4時間	17,008時間	28.00%	43,736時間	
511	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害者支援施設の指定の更新申請	障害者総合支援法	第41条第1項	0	337	337	○	○	12.0時間	4,044時間	3.4時間	1,132時間	28.00%	2,912時間	
514	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害福祉サービス事業者の指定の変更申請	障害者総合支援法	第37条第1項	0	13,298	13,298	○	○	7.0時間	93,086時間	2.5時間	33,511時間	36.00%	59,575時間	
515	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害者支援施設の指定の変更申請	障害者総合支援法	第39条第1項	0	441	441	○	○	7.0時間	3,087時間	2.5時間	1,111時間	36.00%	1,976時間	
516	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害福祉サービス事業者の変更の届出	障害者総合支援法	第46条第1項	0	142,274	142,274	○	○	7.0時間	995,918時間	2.5時間	358,530時間	36.00%	637,388時間	
517	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害者支援施設の変更の届出	障害者総合支援法	第46条第3項	0	3,660	3,660	○	○	7.0時間	25,620時間	2.5時間	9,223時間	36.00%	16,397時間	

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数 （※1）	非オンライン 手続件数（※1）	手続件数計（※1）	基本 計画	コスト 計画	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト （実績）（※2）	1件当たりの目標 削減時間	削減目標	取組最終年度 コスト （目標）	備考
518	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	一般相談支援事業者の変更の届出	障害者総合支援法	第51条の25第1項	0	5,754	5,754	○	○	7.0時間	40,278時間	2.5時間	14,500時間	36.00%	25,778時間
519	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	特定相談支援事業者の変更の届出	障害者総合支援法	第51条の25第3項	0	5,412	5,412	○	○	7.0時間	37,884時間	2.5時間	13,638時間	36.00%	24,246時間
530	社会・援護局 障害保健福祉部	精神・障害保健課	指定自立支援医療機関の指定申請	障害者総合支援法	第59条第1項	0	10,105	10,105	○	○	5.0時間	50,525時間	1.0時間	10,105時間	20.00%	40,420時間
531	社会・援護局 障害保健福祉部	精神・障害保健課	指定自立支援医療機関の変更届出	障害者総合支援法	第64条	0	33,954	33,954	○	○	2.0時間	67,908時間	.5時間	16,977時間	25.00%	50,931時間
532	社会・援護局 障害保健福祉部	精神・障害保健課	指定自立支援医療機関の指定の更新申請	障害者総合支援法	第60条	0	6,020	6,020	○	○	2.5時間	15,050時間	.5時間	3,010時間	20.00%	12,040時間
533	社会・援護局 障害保健福祉部	精神・障害保健課	指定自立支援医療機関の指定の辞退	障害者総合支援法	第65条	0	2,175	2,175	○	○	.5時間	1,088時間	.1時間	218時間	20.00%	870時間
534	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出	障害者総合支援法	第51条の2第2項				○	○						
535	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	障害者総合支援法	第51条の2第3項	0	1,461	1,461	○	○	1.5時間	2,192時間	.5時間	730時間	33.30%	1,462時間
536	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更届	障害者総合支援法	第51条の2第4項				○	○						
537	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出	障害者総合支援法	第51条の31第2項				○	○						
538	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	障害者総合支援法	第51条の31第3項	0	404	404	○	○	1.5時間	606時間	.5時間	202時間	33.30%	404時間
539	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更届	障害者総合支援法	第51条の31第4項				○	○						
540	社会・援護局 障害保健福祉部	自立支援振興室	障害福祉サービス事業等（障害者総合支援法第79条第1条第3号及び第4号に限る。）の開始	障害者総合支援法	第79条第2項	0	728	728	○	○	12.0時間	8,736時間	2.4時間	1,747時間	20.00%	6,989時間
541	社会・援護局 障害保健福祉部	自立支援振興室	障害福祉サービス事業等（障害者総合支援法第79条第1条第3号及び第4号に限る。）の変更	障害者総合支援法	第79条3項	0	2,535	2,535	○	○	6.5時間	16,478時間	1.5時間	3,790時間	23.00%	12,688時間
543	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害児通所支援事業者の指定申請・届出	児童福祉法	第21条の5の15第1項 第34条の3第2項	0	8,554	8,554	○	○	40.0時間	342,160時間	10.0時間	85,540時間	25.00%	256,620時間
545	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害児相談支援事業者の指定申請・届出	児童福祉法	第24条の28第1項 第34条の3第2項	0	1,660	1,660	○	○	40.0時間	66,400時間	10.0時間	16,600時間	25.00%	49,800時間
549	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害児通所支援事業者の変更の届出	児童福祉法	第21条の5の19第1項	0	37,438	37,438	○	○	7.0時間	262,066時間	2.5時間	94,344時間	36.00%	167,722時間
550	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害児入所施設の変更の届出	児童福祉法	第24条の13第1項	0	433	433	○	○	7.0時間	3,031時間	2.5時間	1,091時間	36.00%	1,940時間
551	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害児相談支援事業所の変更の届出	児童福祉法	第24条の32第1項	0	4,890	4,890	○	○	7.0時間	34,230時間	2.5時間	12,323時間	36.00%	21,907時間
559	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定障害児事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出	児童福祉法	第21条の5の25第2項				○	○						
560	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定障害児事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	児童福祉法	第21条の5の25第3項	0	745	745	○	○	1.5時間	1,118時間	.5時間	372時間	33.30%	745時間
561	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定障害児事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更届	児童福祉法	第21条の5の25第4項				○	○						

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数 （※1）	非オンライン 手続件数（※1）	手続件数計（※1）	基本 計画	コスト 計測	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト （実績）（※2）	1件当たりの目標 削減時間	削減目標	削減率	取組最終年度 コスト （目標）	備考
562	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に関する事項の届出	児童福祉法	第24条の19の2				○	○							
563	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	児童福祉法	第24条の19の2	0	6	6	○	○	1.5時間	9時間	.5時間	3時間	33.30%	6時間	
564	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定障害児入所施設等の業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更届	児童福祉法	第24条の19の2				○	○							
565	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出	児童福祉法	第24条の38第2項				○	○							
566	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の変更届	児童福祉法	第24条の38第3項	0	253	253	○	○	1.5時間	380時間	.5時間	126時間	33.30%	253時間	
567	社会・援護局 障害保健福祉部	企画課	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出先変更届	児童福祉法	第24条の38第4項				○	○							
575	社会・援護局 障害保健福祉部	精神・障害保健課	設置者の氏名等の変更の届出	精神障害者の保健及び福祉に関する 科目を定める省令<精神保健福 祉士法>	第4条第1項	0	337	337	○	○	8.7時間	2,948時間	1.7時間	590時間	20.00%	2,358時間	
578	老健局	総務課介護保険指導室	業務管理体制の整備に関する事項の届出	介護保険法	第115条の32第2項	0	2,514	2,514	○	○	4.3時間	10,810時間	0.9時間	2,162時間	20.00%	8,648時間	
590	老健局	高齢者支援課・振興課・老人保健課	指定居宅サービス事業者の指定	介護保険法	第41条第1項	0	8,351	8,351	○	○	65.1時間	543,650時間	13.0時間	108,730時間	20.00%	434,920時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
591	老健局	認知症施策推進室・高齢者支援課・ 振興課・老人保健課	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法	第42条の2第1項	0	14,803	14,803	○	○	50.7時間	750,512時間	10.1時間	150,102時間	20.00%	600,410時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
592	老健局	振興課	指定居宅介護支援事業者の指定	介護保険法	第46条第1項	0	2,742	2,742	○	○	35.5時間	97,341時間	7.1時間	19,468時間	20.00%	77,873時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
594	老健局	高齢者支援課 課・老人保健課 ・振興	指定介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第53条第1項	0	8,765	8,765	○	○	65.1時間	570,602時間	13.0時間	114,120時間	20.00%	456,481時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
595	老健局	認知症施策推進室 ・振興課	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第54条の2第1項	0	1,042	1,042	○	○	50.7時間	52,829時間	10.1時間	10,566時間	20.00%	42,264時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
596	老健局	振興課	指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法	第58条の第1項	0	188	188	○	○	35.5時間	6,674時間	7.1時間	1,335時間	20.00%	5,339時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
598	老健局	振興課	地域支援事業者の指定	介護保険法	第115条の45の3第1 項	0	8,861	8,861	○	○	65.1時間	576,851時間	13.0時間	115,370時間	20.00%	461,481時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
600	老健局	高齢者支援課	指定居宅サービス事業者（特定施設入居者生活介護）の指定の変更	介護保険法	第70条の3第1項	0	6,229	6,229	○	○	30.8時間	191,853時間	6.2時間	38,371時間	20.00%	153,483時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
601	老健局	高齢者支援課・振興課・老人保健課	指定居宅サービス事業者の変更等の届出	介護保険法	第75条第1項	0	80,009	80,009	○	○	20.3時間	1,624,183時間	4.1時間	324,837時間	20.00%	1,299,346時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
602	老健局	高齢者支援課・振興課・老人保健課	指定居宅サービス事業者の廃止等の届出	介護保険法	第75条第2項	0	9,530	9,530	○	○	16.7時間	159,151時間	3.3時間	31,830時間	20.00%	127,321時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
603	老健局	認知症施策推進室 ・振興課	指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者 の変更等の届出	介護保険法	第78条の5第1項	0	30,431	30,431	○	○	11.9時間	362,129時間	2.4時間	72,426時間	20.00%	289,703時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
606	老健局	振興課	指定居宅介護支援事業者の変更等の届出	介護保険法	第82条第1項	0	33,385	33,385	○	○	16.4時間	547,514時間	3.3時間	109,503時間	20.00%	438,011時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
607	老健局	振興課	指定居宅介護支援事業者の廃止等の届出	介護保険法	第82条第2項	0	2,703	2,703	○	○	7.6時間	20,543時間	1.5時間	4,109時間	20.00%	16,434時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数 (※1)	非オンライン 手続件数 (※1)	手続件数計 (※1)	基本 計画	コスト 計測	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト (実績) (※2)	1件当たりの目標 削減時間	削減目標		取組最終年度 コスト (目標)	備考
612	老健局	高齢者支援課 課・老人保健課	・振興 指定介護予防サービス事業者の変更等の届出	介護保険法	第115条の5第1項	0	91,126	91,126	○	○	20.3時間	1,849,858時間	4.1時間	369,972時間	20.00%	1,479,886時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
613	老健局	高齢者支援課 課・老人保健課	・振興 指定介護予防サービス事業者の廃止等の届出	介護保険法	第115条の5第2項	0	8,990	8,990	○	○	16.7時間	150,133時間	3.3時間	30,027時間	20.00%	120,106時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
614	老健局	認知症施策推進室	・振興課 指定地域密着型介護予防サービス事業者等の変更の届出	介護保険法	第115条の15第1項	0	13,900	13,900	○	○	11.9時間	165,410時間	2.4時間	33,082時間	20.00%	132,328時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
616	老健局	振興課	指定介護予防支援事業者の変更等の届出	介護保険法	第115条の25第1項	0	3,849	3,849	○	○	16.4時間	63,124時間	3.3時間	12,625時間	20.00%	50,499時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
619	老健局	振興課	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の設置の届出	老人福祉法	第15条第2項	0	3,660	3,660	○	○	36.4時間	133,224時間	7.3時間	26,645時間	20.00%	106,579時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
622	老健局	振興課	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の変更の届出	老人福祉法	第15条の2第1項	0	15,865	15,865	○	○	7.0時間	111,055時間	1.4時間	22,211時間	20.00%	88,844時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
623	老健局	認知症施策推進室	・振興課 老人居宅生活支援事業の休廃止の届出	老人福祉法	第14条の3	0	4,150	4,150	○	○	22.5時間	93,375時間	4.5時間	18,675時間	20.00%	74,700時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
624	老健局	振興課	老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の休廃止の届出	老人福祉法	第16条第1項	0	3,675	3,675	○	○	1.5時間	5,513時間	0.3時間	1,103時間	20.00%	4,410時間	削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。
合計						80	1,877,346	1,877,426	109	109	1764.4時間	19,845,183時間	369.9時間	4,393,990時間	22.14%	15,451,193時間	

(※1) 平成29年6月末時点で把握している年間件数

(※2) 取組開始前のコスト計測結果を記載したもの。平成28年度の手続をサンプルとして計測した数値を含む。



(別紙) 基本計画のコスト計測対象手続一覧表 (コスト計測未了分)

省庁名	厚生労働省
-----	-------

【記載要領】  
 ○記載の時点は、平成30年3月時点とする。  
 ○「基本計画の対象手続一覧表(平成29年6月作成)」より、「コスト計測」が○の手続のみ本表の対象とする。  
 ○手続の件数は、申請等の件数を記載する。なお、記載できない項目がある場合には、その具体的な理由を欄外に記載する。  
 ○「備考」は、補足事項等がある場合に記載する。例えば、削減方策が5年間の取組であり、取組最終年度が31年度ではない場合、「削減方策は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。」と記載。  
 ○1件当たりの作業時間等を記載後、「取組初年度【平成29年度】コスト(実績)」が大きい順に並べる。

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数(※1)	非オンライン 手続件数(※1)	手続件数計(※1)	基本 計画	コスト 計測	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト (実績)(※2)	1件当たりの目標 削減時間	削減目標	削減率	取組最終年度 コスト (目標)	備考
15	医政局	総務課	病院の開設許可	医療法	第7条第1項	0	244	244	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
16	医政局	総務課	診療所の開設許可	医療法	第7条第1項	0	5,774	5,774	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
18	医政局	総務課	診療所の開設届出	医療法	第8条	0	8,239	8,239	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
20	医政局	総務課	病院の構造設備等の変更許可	医療法	第7条第2項	0	7,711	7,711	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
21	医政局	総務課	診療所の構造設備の変更許可	医療法	第7条第2項	0	3,067	3,067	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
24	医政局	総務課	診療所の変更届出	医療法施行令	第4条等	0	20,598	20,598	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
27	医政局	総務課	診療所の休止	医療法	第8条第2項	0	1,232	1,232	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
29	医政局	総務課	病院の再開	医療法	第8条第3項	0	254	254	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
30	医政局	総務課	診療所の再開	医療法	第8条第3項	0	303	303	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
32	医政局	総務課	病院の廃止	医療法	第9条第1項	0	221	221	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
33	医政局	総務課	診療所の廃止	医療法	第9条第1項	0	8,928	8,928	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
36	医政局	総務課	診療所の開設者の死亡・失踪届出	医療法	第9条第2項	0	465	465	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
47	医政局	地域医療計画課	病院又は診療所へのエックス線装置等の設置届出	医療法	第15条第3項	0	14,220	14,220	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
48	医政局	地域医療計画課	病院又は診療所へのエックス線装置等の変更届出	医療法	第15条第3項	0	6,567	6,567	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
49	医政局	地域医療計画課	病院又は診療所へのエックス線装置等の廃止届出	医療法	第15条第3項	0	10,231	10,231	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
58	医政局	医事課	施術所の開設の届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第9条の2第1項	0	4,358	4,358	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
59	医政局	医事課	施術所の変更の届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第9条の2第1項	0	6,434	6,434	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定
60	医政局	医事課	施術所の休止の届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第9条の2第2項	0	158	158	○	○							平成30年4月末日途にとりまとめ予定

番号	所管局等名	所管部課名	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数(※1)	非オンライン 手続件数(※1)	手続件数計(※1)	基本 計画	コスト 計測	1件当たりの作業時 間	取組初年度 【平成29年度】 コスト (実績) (※2)	1件当たりの目標 削減時間	削減目標	取組最終年度 コスト (目標)	備考
62	医政局	医事課	施術所の廃止の届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第9条の2第2項	0	3,062	3,062	○	○						平成30年4月末目途にとりまとめ予定
63	医政局	医事課	出張のみの業務の開始の届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第9条の3第1項	0	2,419	2,419	○	○						平成30年4月末目途にとりまとめ予定
66	医政局	医事課	出張のみの業務の廃止の届出	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第9条の3第2項	0	1,121	1,121	○	○						平成30年4月末目途にとりまとめ予定
68	医政局	医事課	施術所の開設の届出	柔道整復師法	第19条第1項	0	3,511	3,511	○	○						平成30年4月末目途にとりまとめ予定
69	医政局	医事課	施術所の変更の届出	柔道整復師法	第19条第1項	0	6,369	6,369	○	○						平成30年4月末目途にとりまとめ予定
70	医政局	医事課	施術所の休止の届出	柔道整復師法	第19条第2項	0	107	107	○	○						平成30年4月末目途にとりまとめ予定
72	医政局	医事課	施術所の廃止の届出	柔道整復師法	第19条第2項	0	2,368	2,368	○	○						平成30年4月末目途にとりまとめ予定
453	子ども家庭局	保育課	保育所の廃止の承認申請	児童福祉法	第35条第12項	0	614	614	○	○						事業所に実態調査を行い、平成30年4月末を目途にとりまとめ予定
454	子ども家庭局	保育課	家庭的保育事業等の認可申請	児童福祉法	第34条の15第2項	0	1,774	1,774	○	○						事業所に実態調査を行い、平成30年4月末を目途にとりまとめ予定
455	子ども家庭局	保育課	家庭的保育事業等の廃止の承認申請	児童福祉法	第34条の15第7項	0	185	185	○	○						事業所に実態調査を行い、平成30年4月末を目途にとりまとめ予定
456	子ども家庭局	保育課	認可外保育施設の届出	児童福祉法	第59条の2第1項	0	607	607	○	○						事業所に実態調査を行い、平成30年4月末を目途にとりまとめ予定
457	子ども家庭局	保育課	認可外保育施設の廃止届	児童福祉法	第59条の2第2項	0	1,727	1,727	○	○						事業所に実態調査を行い、平成30年4月末を目途にとりまとめ予定
604	老健局	認知症施策推進室 ・振興課	指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の廃止等の届出	介護保険法	第78条の5第2項	0	3,133	3,133	○	○						削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。 ※現在調査実施中
615	老健局	認知症施策推進室 ・振興課	指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止等の届出	介護保険法	第115条の15第2項	0	671	671	○	○						削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。 ※現在調査実施中
618	老健局	認知症施策推進室 ・振興課	老人居宅生活支援事業の開始の届出	老人福祉法	第14条の1	0	3,971	3,971	○	○						削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。 ※現在調査実施中
621	老健局	認知症施策推進室 ・振興課	老人居宅生活支援事業の変更の届出	老人福祉法	第14条の2	0	28,658	28,658	○	○						削減方針は5年間の取組のため、取組最終年度は2021年度である。 ※現在調査実施中

合計	0	159,301	159,301	34	34	.0時間	時間	.0時間	時間		時間
----	---	---------	---------	----	----	------	----	------	----	--	----

(※1) 平成29年6月末時点で把握している年間件数

(※2) 取組開始前のコスト計測結果を記載したものの、平成28年度の手続をサンプルとして計測した数値を含む。